

令和3年4月13日

産婦人科医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
母子保健担当理事 今井 一登

妊産婦のための食生活指針の改訂および  
母子健康手帳の任意記載事項様式について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

神奈川県医師会  
理事 高井昌彦

「妊産婦のための食生活指針」の改定および母子健康手帳の  
任意記載事項様式について（周知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり日本医師会 渡辺常任理事から周知依頼  
がありました。

本指針の策定から約15年が経過し、健康や栄養・食生活に関する課題を含む妊産  
婦を取り巻く社会状況等が変化していることから、新たな指針として「妊娠前からは  
じめる妊産婦のための食生活指針～妊娠前から、健康なからだづくりを～」をとりま  
とめ、あわせて保健医療従事者等を対象とした解説要領が作成されました。

また、その改定に伴い母子健康手帳の任意記載事項様式についても一部改正がなさ  
れました。

なお、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」は厚生労働省ウェブサイ  
トに掲載しておりますので、ご活用くださいますよう併せてお願い申し上げます。

○厚生労働省ウェブサイト：「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-hoken/ninpu-02.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/ninpu-02.html)

お問い合わせ先

健康医療課 担当：堀金

TEL 045(241)7000/ FAX 045(241)1464

E-mail: t-horigane@kanagawa.med.or.jp